

札幌感第 1128 号
平成 26 年（2014 年）7 月 30 日

医療機関の長 各位

札幌市保健福祉局医務監
（保健所長事務取扱）
《公印省略》

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出基準等の一部改正について**

標記の件について、平成 26 年 4 月 28 日付厚生労働省健康局結核感染症課長通知により、下記の疾患について届出基準及び届出様式が一部変更され、平成 26 年 5 月 12 日より施行されておりますので、よろしくお取り計らいください。

本件に関する詳細情報につきましては、札幌市公式ホームページに掲載しておりますのでそちらを御確認ください。

記

1 届出基準等が一部改正される疾患

- ・届出基準及び届出様式が改正される疾患
ジフテリア、侵襲性インフルエンザ菌感染症、梅毒、マイコプラズマ肺炎
- ・届出基準が改正される疾患
感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）
- ・届出様式が改正される疾患
急性灰白髄炎、A 型肝炎、ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型肝炎を除く。）、先天性風しん症候群、破傷風、風しん

2 参考情報

【医療従事者の皆さまへ】感染症法に基づく届出基準等の一部改正について（札幌市公式ホームページ「感染症・予防接種」）

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/f27todokedenew260512.html>

※各通知等が紙面で必要な場合には、当課あて御連絡をお願いいたします。

担当：札幌市保健所感染症総合対策課 若山

Tel 622-5199 Fax 622-5168